

とちぎ社労士 No.110



藤沼会長

- ★平成25年度通常総会報告
- ★新体制理事の紹介
- ★新三役からのコメント
- ★会員からの投稿記事
「従業員が私有車を業務で使用する場合！」
- ★関東甲信越地域協議会開催報告
- ★会員紹介
- ★県会主催研修会等開催予定のお知らせ
- ★新入会員のご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記



平成25年度通常総会が開催されました。

平成25年6月14日(金)鬼怒川グランドホテルにおいて、平成25年度通常総会が開催されました。

出席会員は49名(理事・監事を含む)、委任状による出席は178名となり、総会は成立いたしました。

総務委員長の永島要吉会員の司会により、物故会員に対する黙祷、会長挨拶、全国社会保険労務士会連合会会長挨拶(代読)、栃木労働局長坂本忠行氏挨拶のあと、議長団選出となり、県央支部より伊藤準二会員と森田孝子会員が選出され、以下のとおり議事が進行されました。

第1号議案 平成24年度事業報告承認に関する件

第2号議案 平成24年度決算報告承認に関する件

以上は関連事項であるため一括審議され、監査報告後賛成多数で承認されました。

第3号議案 平成25年度事業計画(案)承認に関する件

第4号議案 平成25年度収支予算(案)承認に関する件

以上も関連事項であるため一括審議され、質疑応答後賛成多数で承認されました。

質疑応答の際、社会保険労務士業務のPR活動について、具体的にどのような活動をしていくのかという質問がなされ、新聞等の紙面を利用しての新聞広告PR活動などを検討しているとの回答がなされました。

第5号議案 任期満了に伴う役員の改選に関する件については、各支部より推薦された以下の理事、監事候補が役員として承認されました。

第6号議案 全国社会保険労務士会連合会総会に出席する代議員の選出に関する件

例年通り副会長、専務理事が出席することとなりました。

以上で通常総会は脇登志子副会長の閉会の言葉により、約2時間の審議を経て無事終了しました。

理事、監事の皆様、職責を全うしていただきお疲れさまでした。



大森前監事、矢野前監事、脇前副会長、永島前理事



坂本栃木労働局長

承認された理事

(県央支部) 小梅 雄信	小玉 高史	近能 明正	鈴木 悅子
田村 敬子	豊田 充穂	森田 晃光	
(県南支部) 須藤 忠良	田邊 勇輝	藤沼 清市	
(県西支部) 岡安 徹雄	杵渕 徹	渡邊 徹	
(県北支部) 斎藤 学	室井 隆司		

承認された監事

(県央支部) 箕輪 真理 (県西支部) 藤田 直之

新三役については、同日に開催された理事会により、以下の通り互選、選任されました。

■会長 藤沼 清市 **■副会長** 森田 晃光 **■専務理事** 須藤 忠良

7月12日(金)に開催された理事会で、以下の通り支部長、常設委員会委員が決定しました。

県央支部長	鈴木 悅子	県西支部長	杵渕 徹
県南支部長	田邊 勇輝	県北支部長	斎藤 学

総務委員会	委員長	田村 敬子
	副委員長	斎藤 学
	委 員	田邊 勇輝
事業委員会	委員長	小梅 雄信
	副委員長	小玉 高史
	委 員	杵渕 徹
	委 員	室井 隆司
	委 員	渡邊 徹
広報委員会	委員長	近能 明正
	副委員長	岡安 徹雄
	委 員	鈴木 悅子
	委 員	豊田 充穂



大山連合会副会長



通常総会会場

新三役からのコメント



会長 藤沼 清市

① 再任されての感想・抱負

去る6月14日、平成25年度通常総会で役員改選について承認され、同日第2回理事会にて、会長に再任されることになりました。

ここ数年で当県会の会員数が増加し、350名に迫る中での続投となり、今までよりさらに身の引き締まる感と、その責任の重さを痛感しております。

これから1期2年、会の運営に当たっては、会員の皆さまのご意見・要望に耳を傾け、理事・監事の方々と共に、栃木会の良き伝統と特長を生かしつつ、会員にプラスとなる施策を講じて行く所存であります。

② 会員に望むこと

社労士法第1条（目的）、第1条の2（社会保険労務士の職責）が社労士業務の原点であると考えます。この原点を再認識の上、事業所、労働者さらに広く国民から信頼される士業となるべく、会員ひとりひとりが自覚をもって業務を遂行することが必要です。

他士業においても懲戒処分事案が散見されますが、我々社労士も例外ではありません。本年4月3日付で、厚生労働省より発出された「社労士の不正行為防止に係る緊急要請」事案の対象とされることのないよう望みます。士業全体への信用・信頼失墜につながることのないようにしたいものです。

また、県会、各支部で行われる研修会や各種相談会などへの積極的な参加とご協力、ご支援をお願いいたします。

③ 行政へのスタンスは？

各行政機関との信頼・協力関係は必要と考えます。今後も事務連絡協議会等を通じ、互いの意見・要望を出し合い、確認の上、相互の立場を尊重しつつ、会員にとって有益か否かを考え取り組んで行きたいと思います。

④ 最後に一言

会務の運営には15名の理事、2名の監事が真剣に取り組んでいます。事務職員2名とともに、全国一の民主的で開かれた栃木会を目指して行きたいと思います。

県会の各種事業への積極的な参加とご協力ご支援をお願いいたしまして、再任のコメントとさせていただきます。



副会長 森田 晃光

① 新任されての感想・抱負

これまで3期6年間専務理事を務めさせていただきましたが、これからは副会長として会長を補佐し、新たな気持ちで会の運営に携わっていきたいと思っています。

② 会員に望むこと

会は会員の皆様の会費で運営されていますので、ぜひ研修会、総会にはご出席いただきたいと思います。また、会の目的を踏まえながら会の運営を行っておりますが、至らない点も多々あると思いますので、ご意見ご要望等をお寄せいただければ幸いです。

③ 行政へのスタンスは？

行政には行政の、会には会の立場があります。このことを踏まえ、協力できることは協力するとともに、

社労士業務を行う上で改善して欲しい点があれば要望していきたいと思っています。

④ 最後に一言

微力ですが会の発展に努めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。



専務理事 須藤 忠良

この度、専務理事という大任を仰せつかり、緊張しています。今回の人事が意外なこともあってか、他の会員から色々なアドバイスを頂き、日を追う毎に不安が増してきました。拝命した以上は、肃々と役目を果たすだけです。焦らず、気負わず、一步一步、歩んでいきたいと思います。

会の運営に関しては、事務の要ということで緻密な行動が要求されると思います。

1. 情報発信は会員の皆様にとって、不利益が発生しないようタイムリーに行っていく。

2. 行政との窓口としての役目は、我々士業の仕事は何かを考え、毅然とした態度でこれにあたる。

3. 会長補佐としての役目は、会長が仕事がやりやすいよう、また会長が適切な判断が出来るよう準備を進めていく。

4. 会員の方で、倫理に反するような行動に対しては、適宜助言していく。

まだ、この他にもあるでしょうが、とりあえずは、以上のことをきちんと実行し、会の運営に尽力したいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

① 新任されての感想・抱負

自分が出来るかどうか不安でいっぱいです。

② 会員に望むこと

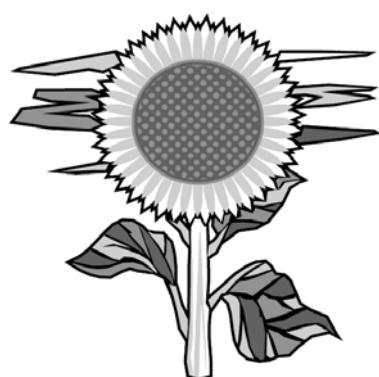
協力をお願いします。

③ 行政へのスタンスは?

常に何が正しいか考えて対処したい。

④ 最後に一言

がんばります。



従業員が私有車を業務で使用する場合！

県西支部 杵 渕 徹

以前顧問先から、従業員が私有車を業務で使用中に交通事故を起こした（巻き込まれた）場合の問題点について質問を受けた事がありました。私自身も、会社員時代に私有車を業務で使用していて4重事故に巻き込まれた経験があります。就業時間外に個人的な判断で行っていた業務（私有車での桐生の会社から佐野の協力工場までの荷物の運搬）でしたが、幸いにも物損のみ（やはりシートベルトは我が身を守ります）で加害車両もキチンとした会社の社有車（静岡県！にある会社の入社間もない営業マンが北関東地区への出張中に起こした事故）でしたので、後処理に問題はありませんでしたが、いつも「そんな程度の事故」や「問題のない相手」ばかりとは限りません。当時の私には、恥ずかしながら労災保険や自動車保険などの知識はまったくありませんでした。多少なりとも知識を持った今から振り返りますと、当時の私の無知ぶりには、冷や汗が出て来ます。

私が当時勤めていた会社には社有車がありました。いわゆる「外注回り」などもあったため、会社単位では20台近くはありましたし、総務の女性社員も外出には社有車を利用していました。それでも緊急時や休日などには、あまり深く考える事なしに私有車を業務に使用していたものでした。

今、周囲を見渡して見ますと、従業員が私有車を業務で使用している例が多々あります。比較的多いと思われるのが、小さな会社の総務の女性社員です。銀行や郵便局や「お役所」やちょっとした買い物など、比較的近くて使用回数も必ずしも多くないのかも知れませんが、私用車で外出されています。しかし、比較的近くて使用回数が必ずしも多くない事は、「万が一」がないという保証にはなりません。「万が一」は、いつ起こるかわからないから「万が一」なのです。この問題を解消する最も簡単な方法は、社有車を所有する事かも知れませんが、使用回数や経費などを考慮しますと高い買い物になってしまいます。女性は、私有車以外の運転を嫌がる傾向もありますし、経営者が自分専用の社有車（大型国産車）を使用するように言っても、嫌がられます（でも業務命令だと考えますと、それを無視して私有車で出かけた場合に……などと考えますと、キリがありません）。

自動車保険では「契約する自動車の使用目的」によって保険料が異なります。私の手元にあります資料によりますと、使用目的は「業務使用」と「通勤・通学使用」と「日常・レジャー使用」の3区分になっています。

- 「業務 使用」：「年間を通じて、週5日以上または月15日以上仕事に使用する場合」です。
- 「通勤・通学 使用」：「年間を通じて、週5日以上または月15日以上、通勤や通学に使用する場合（駅や学校等への送迎も含む）」で、「マイカー通勤しているが、月に2～3回仕事にも使う事がある」場合は、「通勤・通学使用」になります。
- 「日常・レジャー 使用」：「業務使用」や「通勤・通学使用」以外の場合。

「日常・レジャー使用」で契約して、保険料を支払っているのにも関わらず、頻繁に「業務使用」していく大きな事故を起こしてしまうと、自動車保険が使えない危険性があります。契約違反ですから当然かも知れませんが、大きな事故になればなる程保険が使えなければ困る状態（金額が大きくなってしまう）にも関わらず（大きくなってしまうからこそ？）、シリアルな対応をされてしまう危険性が高まってしまうのです。

私たち（社会保険労務士）が、日常的に業務に使用している私有車が「業務使用」である事は間違いありませんが、従業員が「通勤使用」している私有車を「業務使用」している場合は、前述の基準が1つのボーダーラインになるのでしょうか、いざ大きな事故が起きてしまった場合には、「業務使用」が「年間を通じて」、「週5日未満」または「月15日未満」である事の証明を求められるのかも知れません。

社有車の場合でもいろいろと悩ましい問題は残ります。例えば、従業員が業務で銀行に行く場合、会社を出発してから会社に戻って来るまで、その過程で交通事故に遭えば、「業務上の事故」になる事に争いはないと思いますが、銀行から会社に戻る途中に昼食を買うためにコンビニに寄った場合、少なくともコンビニの駐車場出入口や場内の場合は、「業務上の事故」にはならない可能性が高いと思います。私も会社員時代、社有車で業務中にやむを得ず書店などに立ち寄った（世間一般にはこれを「サボる」という）際は、駐車場から出るときには必要以上に注意したものです。「そんなところ」で衝突されても会社に報告できないからです。

昼休み中に昼食を買いに行こうと会社から出発するときや出発した直後に、交通事故に遭った場合も「業務上の事故」にはならない可能性が高いと思います。また、同じ昼食を買いに行く場合でも、自分の分や同僚の分を買いに行く場合は、「業務」にはならないと思いますが、上司から指示されて来客の分を買いに行く場合には、「業務」と判断されると思います。業務上外の判定には、「休憩時間中の個々の行為については、厳密にはそれが私的行為としても、たとえば生理的必要行為などは、業務に付随する行為としてとらえることとされている」（労災保険実務問答／労働基準調査会）という要素も考慮されます。おそらく、その従業員が内勤なのか外勤なのか、社内食堂の有無などの要素も業務上外の判定には、影響を与えるのではないかと推察されます。

休憩時間でなくても色々と悩ましい問題はあります。出退勤の途中での業務です。例えば、就業時間終了後の帰宅途中に、業務上必要があって郵便局などに立ち寄った際の事故などは、その場所や寄る前か後か等にもよりますが、「業務災害」なのか「通勤災害」なのか、判断が難しい場合も考えられます。

書籍には、「私有車を業務に使用する場合は許可制にしろ」という少し乱暴な記述もありましたが、従業員が業務に私有車を使用する事は、会社が“暗黙に”お願いしてしまっている事だと思います。業務として銀行や「お役所」などへ行く場合、その業務を遂行するための手段（クルマ）の提供義務は会社側にはないのでしょうか。

労働基準法89条に「労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項」（相対的必要記載事項）は、「就業規則」で定めなければならぬとされています。「他の負担」としては、「たとえば社宅費、寮費、共済組合費のごときものがある。要するに労働契約に基づき、労働者に対し課する経済的負担である」（解釈通覧労働基準法／総合労働研究所）とされています。私有車の業務使用は、「他の負担」に含まれるのでしょうか。例えば、新規にセールスマンを募集したときに、最初から私有車の使用を条件として、「就業規則」と「労働契約書」に明示してあり、本人が納得していれば問題はないのでしょうか。

最後に、書籍からの引用を2点紹介させて頂きます。

【その1】

使用者が従業員にマイカーを業務に使用するように指示したのであれば、業務のための運行について、使用者は運行供用者となり、その運行中の事故につき損害賠償責任を負うことになります。そうなると外形的には私用のためか、業務のためかわからない面も出てくるのですから、私用のための運行であっても責任を負う可能性が出てきます。また、指示しないまでも、マイカーの業務への使用を黙認していた場合も、運行供用者責任を問われることがあるかもしれません。 (自動車保険会社との示談／自由国民社)

【その2】

会社はマイカー通勤者にマイカーに任意対人賠償保険をつけることを強制してもよいのです。個人の自由を犯し憲法違反だということになりません。判例（最高裁／昭和53年12月12日）によりますと、「従業員が事故を起こした場合の責任および賠償をめぐっての被害者との対立が、事実上の問題として被害者の多くが属する企業周辺の地域社会の企業に対するイメージを損じ、その社会的評価に影響を与えることは否定しがたいところであるから……任意保険に加入し賠償能力を高めたものに対してのみ会社構内乗り入れを許し駐車場を利用させる」ことは決して違反ではないとしています。 (交通事故と示談の仕方／自由国民社)



県央支部 小玉高史

4月18日、群馬県渋川市で開催された平成25年度関東甲信越地域協議会（以下、関地協）春季定例会議に出席してきました。関地協とは、関東甲信越地域の1都9県の社労士会で構成された協議会で、毎年春、秋に定例会議が開催され、連合会からの情勢等の報告や各単会から挙げられた連合会への要望の審議等が行われています。栃木会からは毎回、三役と役員2名が出席しています。

連合会からの情勢報告の簡単な概要は以下のようなものでした。

■第8次社会保険労務士法改正への取り組み

民事調停における代理、民間型ADR機関で60万円枠の撤廃、裁判への出廷陳述権の獲得、これらを目標の3本柱として、日弁連と交渉しているところである。しかし、弁護士の人数も急増しており交渉は難航している状態。

■労働条件審査の状況について

当初、東京の一部のみで始まったものが、現在では20数か所に広がりつつある。調査を受託した社労士会、調査担当社労士にアンケートを実施し、調査スキーム、判断基準、報告書の作成方法等の統一した詳細なマニュアルが必要との意見が挙げられ、「労働条件審査マニュアルⅢ」を次回総会前後までの発刊をめざす。

■会員による不正事件について

ごく一部の会員ではあるが「専門家としての倫理」が欠如した会員による不正事件が起きている。都道府県会と連携し、業務の適正化を図るための具体的な方策を検討、実行していく。

提案事項として栃木県からは以下の3点が挙げました。

■年金事務所における年金相談業務を機構が社労士を直接雇用する形態に変更すること。

A. 年金事務所の定員数が法律で定められているため難しい状態である。

■会費未納者に対し、単会で懲戒できるよう制度の改正が必要ではないか。

A. 以前の栃木での裁判の結果から結論は出ている。現状では難しい。

■社労士法第27条（業務の制限）の改正について 「報酬を得て」の条項の削除

A. 以前何度か検討課題に挙がったが、現状では難しい。今後検討が必要とは考える。

他県会からは、会の運営方法について、労働条件審査、紛争解決センターについて等の質問、要望が挙げられていました。どこの県でもここ数年で会員数が増加しているようで、それに伴い会員の資質の向上、取りまとめる会事務局の対応等が課題となっているようです。

今回、出席させていただき日々の業務に追われているだけでは触れることのできなかった情報に触れることができました。また理事として、まだまだ学ばなければならないことが多くあることも痛感し、今後会務にも一層、注力していきたいと思います。

会員紹介

栃木県社労士会・会員アンケート

社労士会会員の方にアンケートをお願いしました。質問項目は

- ①社労士資格を取得した理由は?
- ②開業した当時に苦労した点は?
- ③印象に残る大事件や小事件は?
- ④社労士業務を行っていく上でのモットーは?
- ⑤社労士になって良かったことは?

の5点です。ご協力ありがとうございました。



県央支部 高橋 克佳

①30歳を目前にして、何の職業スキルのない自分に危機感を感じたため、スキルが公に証明される（何でもいいから）国家資格が欲しかったのが、もともとの理由です。その中でも社労士を選んだのは、当時の自分にとって一番合っていたような気がしたので。

②「金なし。コネなし。ノウハウなし。」での開業でしたが、早く事務所を安定させたく必死だったので、今思うと、これといって苦労という苦労なく、今までやってこられたような気がします。

敢えて言うなら、素人なのにプロをして商売しなければならないという点が、苦労というか心苦しかったです。

③はっきり言ってうちは事件が多いです（悲）。その中でも特に衝撃的なトップ2は、

- (1) 朝、事務所のドアを開けたら事務所に雨が降っていました。何と、上の者が床に水を溜めていたため、私の事務所が水浸しになってしまいました。おかげで書類や備品はほとんど使用できず、しかも相手が精神障害者というので、保険はおりたものの、法的責任はとれませんでした。
- (2) 顧問先の社長が、借金の返済に行き詰まり、首を吊って自殺してしまいました。しかも会社の倉庫で、白昼に。さらに、その遺体を見つけてしまった従業員は恐怖で会社に来れなくなってしまいました。

④これは社労士業務に限ったことではありませんが、

- (1) いただいている報酬以上の仕事をする。それがプロ。
- (2) （例え儲からなくても）数ある事務所の中から、うちに訪ねてきたお客様の期待を裏切らない事。
- (3) どこで誰が見ているかわからない。天知る地知る子知る我知る。

⑤箇条書きで、(1)付き合う人のレベルが高くなった (2)平日に休みがとれる (3)シニア世代の方や、主婦に受けがいい (4)お財布の中身がほんの少しだけ増えた (5)ゴルフがうまくなった といった事でしょうか。



県央支部 鶴見 栄

①前職では、主に経理畠を歩んできましたが総務・人事の仕事にも携わってきました。仕事柄弁護士、税理士等士業の先生方とも接点があり、雑談の中で労務に関する専門家（社会保険労務士）の話を聞いて、興味を持ち取得を考えました。

②開業前にお付き合いがあった会社の経営者から「当社が一番に顧問先になってあげるよ。」なんて言葉をかけられすぐにでも顧問先が出来るな？と思っていたところ、開業した途端急に距離を置かれてしまい、顧問先獲得に対し考えの甘さを痛感したことがありました。

③数年前ですが、知人からの紹介で業務中における死亡事故労災申請手続き依頼がありました。事故の状況がまったくわからない中で、社長及び従業員からの聴取、管轄の労働基準監督署に出向いて事故の確認、遺族対応など申請書類等を完了するまでに大変な苦労をした事がありました。

④常に自己研鑽を怠らないことをモットーとしています。

経営者の良きパートナーとして信頼と安心を感じていただけるようお客様の立場に立っての業務遂行を心がけております。

⑤社会保険労務士としての専門知識を活かし、適切なアドバイスを行うことによって問題解決のお手伝いをすることができ企業発展の一端を担えること。

平成25年度実務研修会と座談会の開催予定のお知らせ

実務研修会

	開催日	時 間	会 場
第1回	9月5日(木)	13:30~17:00	パルティとちぎ男女共同参画センター
第2回	11月7日(木)	13:30~17:00	パルティとちぎ男女共同参画センター
第3回	12月5日(木)	13:30~17:00	宇都宮市文化会館
第4回	1月30日(木)	13:30~17:00	パルティとちぎ男女共同参画センター
第5回	3月6日(木)	13:30~17:00	未 定

安全管理研修会 11月15日(金) 会場は未定

但し、テーマ・講師等詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

県執行部との座談会及び基礎実務研修会（対象：登録・開業2年以内の会員）

平成25年8月22日(木) 10:30~ 社労士会館

● ● ● 平成25年度経営者向け社労士会セミナー ● ● ●

平成25年度の「社労士会セミナー」は、昨年度に続き各商工会議所協力のもと各支部に分かれての開催が決定しました。

会員の皆様はもちろんのこと、顧問先、またはお知り合いの社長様、労務管理ご担当者様にも積極的にお声がけいただきますよう、お願いいいたします。

開催日及び会場（予定）

支 部	開催日	会 場
県北支部	10月か11月	大田原商工会議所
県央支部	9月25日(木)	真岡商工会議所
	10月3日(木)	宇都宮市文化会館
県南支部	10月11日(金)	小山商工会議所
県西支部	10月9日(水)	佐野商工会議所
	10月22日(火)	足利商工会議所

テーマ、講師等詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

また、各会場ともセミナー終了後に、社労士による個別相談会を実施いたします。